

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和3年（2021年）3月 1日（諮問第209号）

答申日：令和3年（2021年）9月22日（答申情第168号）

事案名：平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答内容の判断等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答内容の判断等が分かる文書について、令和2年（2020年）10月29日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 令和2年（2020年）10月15日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求を行った。

平成30年10月25日付け熊本県環境生活部水俣病審査課長からの回答には、『環境、人格等機能的要因』の意味につきましても、一般的に視野検査を受けられるときの外的状況や疲労の具合、また不安感や緊張感といった要因及びその影響の受けやすさを表現したものです。この場合、『人格』は、各要因の影響の受けやすさを表現したものです。」とされていた。

- ① 外的状況とはどういうものなのか。この状況が分かる文書。（以下「本件請求文書①」という。）
 - ② 疲労の具合を、熊本県はどのように判断しているのか。この判断が分かる文書。（以下「本件請求文書②」という。）
 - ③ 不安感や緊張感といった要因の判断に関してはどうなのか。この判断が分かる文書。（以下「本件請求文書③」という。）
 - ④ ③の各要因の影響の受けやすさの判断に関してはどうなのか。この判断が分かる文書。（以下「本件請求文書④」という。）
 - ⑤ 被検者の精神的な要因の影響の受けやすさを、なぜ同県は「ひとがら」を意味する「人格」と表現したのか。この表現にした理由が分かる文書。（以下「本件請求文書⑤」という。）
 - ⑥ 不安感等以外に、同県はどのような要因のものを「人格」と考えているのか。このことが分かる文書。（以下「本件請求文書⑥」という。）
- 2 令和2年（2020年）10月29日、実施機関は、本件請求文書①から⑥について、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

- 3 令和3年(2021年)1月25日、審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和3年(2021年)3月1日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 水俣病審査課長がいう「環境、人格等機能的要因」の意味が、「一般的に視野検査を受けられるときの外的状況や疲労の具合、また不安感や緊張感といった要因及びその影響の受けやすさを表現したもの」とのことならば、そこには、熊本県なりの医学的な根拠に基づいたものだから、当然、実施機関が不開示とした外的状況、疲労の具合の判断等に関する行政文書は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。
- (2) 「不安感や緊張感」は、被検者本人でなければ分からないものであり、それを、熊本県はあえて人権をないがしろにした「人格」と表現するのであれば、当然、実施機関が不存在による不開示とした当該表現の理由及び不安感等以外に当該表現の要因のものに関する行政文書は存在したはずなので、これを特定し、開示することを求める。
- (3) 環境省によると、同省がチッソ水俣病関西訴訟の控訴審において大阪高等裁判所に提出した「準備書面(七)(その二)」は、「第81回証人調書」及び「第82回証人調書」並びに「陳述書」を基にしたものとのことであった。そこで、審査請求人は、同省の情報公開閲覧室に「第81回証人調書」等に関する開示請求を行ったところ、処分庁(環境大臣)は同調書等を開示した。この公開された中の「第82回証人調書」を調べて見たところ、そこには、「疲労という言葉は、誰も本体が分かっておりませんので、本当は使いにくい言葉ではないかと思っております。」ということが記載されていた。被告(国及び熊本県)側の医学証人とされる大学職員(神経眼科学)は、疲労という言葉について「使いにくい言葉」と述べていたにも関わらず、水俣病審査課長は「環境」の意味として「疲労の具合」を挙げるのであれば、被検者が視野検査を受けるときの疲労の影響を、熊本県は判断できるからこそ当該表現を用いたものだから、当然、本件請求文書②に関する行政文書は存在したはずである。

(4) 上記(3)の医学証人がいう「使いにくい言葉」は「不安感や緊張感」にも言えるものである。それを、水俣病審査課長は「人格」と表現するのであれば、被検者が視野検査を受けるときの不安感等による影響を、熊本県は判断できるからこそ当該表現を用いたものだから、当然、本件請求文書③及び④に関する行政文書は存在したはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると次のとおりである。

開示請求のあった①から⑥の文書は作成しておらず、存在しないため、行政文書の不存在による不開示決定をした。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書①から④について

実施機関に対し、本件請求文書①から④に係る判断を水俣病認定手続の中で行っているのかを確認したところ、そのような個別の判断は行っておらず、視野検査に関しては客観的な数値で表された検査結果のみが水俣病認定審査会（以下、「審査会」という。）に提出され、その他の検査結果も含めて審査会において総合的な判断が行われるとのことであった。

また、視野検査に影響を及ぼしかねない白内障や緑内障などの他疾患が認められる場合には、その旨が審査会資料に記載されることがあるが、そのような影響の可能性を含めた判断を審査会に委ねているため、県としては何ら判断基準を設けていないということであり、本件請求文書①から④に相当する文書は存在しないという実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

よって、本件請求文書①から④に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 本件請求文書⑤及び⑥について

実施機関によると、本件請求に係る質問書への回答は、「緒方正実『孤闘』（創想舎、2009）」に記載された緒方正実氏からの質問に対する、平成18年8月14日付け谷崎熊本県水俣病対策課長の回答を引用したものであり、当該回答の内容を説明するような文書は作成していないことから、本件請求文書⑤及び⑥に相当する文書は存在しないという実施機関の主張に特段不自然、不合理な点は認められない。

よって、本件請求文書⑤及び⑥に係る不存在による不開示決定は妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年（2021年）3月1日	・ 諮問（第209号）
令和3年（2021年）5月26日	・ 審議
令和3年（2021年）6月23日	・ 審議
令和3年（2021年）7月30日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和3年（2021年）8月27日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
会長職務代理者 徳永 達哉
委 員 甲斐 郁子
委 員 関 智弘
委 員 詫間 幸江